

東京早稲田外国語学校学則

第1章 総則

(目的)

第1条 東京早稲田外国語学校（以下、「本学」という。）は、外国人に対する日本語教育を行い、大学、大学院、専修学校専門課程への進学及び社会生活に必要な日本語能力を育成するとともに、多文化環境の中で他者と協働し、自ら課題を見出し、主体的かつ継続的に学び続けることのできる有為な人材の育成を目的とする。

(名称)

第2条 本学は、東京早稲田外国語学校と称する。

(位置)

第3条 本学は、東京都新宿区歌舞伎町2丁目31番地11号に置く。

(自己点検・評価)

第4条 本学は、その教育の一層の充実を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 コース、修業期間、収容定員及び休校日

(コース、修業期間、収容定員)

第5条 本学のコース、修業期間、収容定員及びクラス数は、次表のとおりとする。

部別	コース名	修業期間	収容定員	クラス数	備考
第1部 (午前)	進学2年コース	2年	320名	16クラス	4月生320名
	進学1年9ヶ月コース	1年9ヶ月	240名	12クラス	7月生240名
	進学1年6ヶ月コース	1年6ヶ月	180名	9クラス	10月生180名
	進学1年3ヶ月コース	1年3ヶ月	120名	6クラス	1月生120名
	進学1年コース	1年	40名	2クラス	4月生(1年40名)
	小計		900名	45クラス	900名
部別	コース名	修業期間	収容定員	クラス数	備考
第2部 (午後)	進学2年コース	2年	260名	13クラス	4月生260名
	進学1年9ヶ月コース	1年9ヶ月	220名	11クラス	7月生220名
	進学1年6ヶ月コース	1年6ヶ月	220名	11クラス	10月生220名
	進学1年3ヶ月コース	1年3ヶ月	160名	8クラス	1月生160名
	進学1年コース	1年	40名	2クラス	4月生(1年40名)
	小計		900名	45クラス	900名
	合計		1800名	90クラス	1800名

(始期・終期)

第6条 本学の各コースは、4月、7月、10月、1月に始まり、3月に終わる。

2 前項の期間は、次の各号のとおりとする。

- (1) 1期 4月1日～6月30日
- (2) 2期 7月1日～9月30日
- (3) 3期 10月1日～12月31日
- (4) 4期 1月1日～3月31日

(休校日)

第7条 本学の休校日は、次の各号のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
- (3) 夏季休業(8月上旬から8月中旬、終始日は各年度前に決める)
- (4) 冬季休業(12月下旬から1月上旬、終始日は各年度前に決める)
- (5) 春季休業(3月中旬から4月上旬、終始日は各年度前に決める)

2 教育上必要があり、かつ、特別な事情があると校長が判断するときは、前項の規定にかかわらず、休校日に授業を行うことができる。

3 非常災害その他やむを得ない事情があると校長が判断するときは、臨時に休校することができる。

(授業の終始時刻)

第8条 授業の終始時刻は校長が定め、次の各号のとおりとする。

- (1) 午前の部 9:00～12:10
- (2) 午後の部 13:10～16:20

第3章 教育課程、授業時数、学習の評価及び教職員組織

(教育課程)

第9条 本学の年間授業時数は760単位時間以上とし、いずれも1単位時間を45分とする。各コース別の教育課程は、次の各号のとおりとする。

(1) 進学2年コース

授業科目	内容	週授業時数
初級Ⅰ・Ⅱ	基本的な文法・漢字・語彙を習得し、日常生活に役立つ基本会話と読み書きができる能力をつける。	20 単位時間 (24 週)
中級Ⅰ・Ⅱ	やや高度な文法・漢字・語彙を習得し、一般的な事柄について会話ができ、読み書きができる能力をつける。	20 単位時間 (27 週)
上級Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	高度な文法・漢字・語彙を習得し、それを日本での社会生活を営んでいく基盤にすると共に、大学における学習研究の基礎として役立つような総合的な日本語能力を育成する。	20 単位時間 (29 週)

計		(80 週)
---	--	--------

(2) 進学1年9ヶ月コース

授業科目	内容	週授業時数
初級Ⅰ・Ⅱ	基本的な文法・漢字・語彙を習得し、日常生活に役立つ基本会話と読み書きができる能力をつける。	20 単位時間 (17 週)
中級Ⅰ・Ⅱ	やや高度な文法・漢字・語彙を習得し、一般的な事柄について会話ができ、読み書きができる能力をつける。	20 単位時間 (24 週)
上級Ⅰ・Ⅱ	高度な文法・漢字・語彙を習得し、それを日本での社会生活を営んでいく基盤にすると共に、大学における学習研究の基礎として役立つような総合的な日本語能力を育成する。	20 単位時間 (29 週)
計		(70 週)

(3) 進学1年6ヶ月コース

授業科目	内容	週授業時数
初級Ⅰ・Ⅱ	基本的な文法・漢字・語彙を習得し、日常生活に役立つ基本会話と読み書きができる能力をつける。	20 単位時間 (9 週)
中級Ⅰ・Ⅱ	やや高度な文法・漢字・語彙を習得し、一般的な事柄について会話ができ、読み書きができる能力をつける。	20 単位時間 (22 週)
上級Ⅰ	高度な文法・漢字・語彙を習得し、それを日本での社会生活を営んでいく基盤にすると共に、大学における学習研究の基礎として役立つような総合的な日本語能力を育成する。	20 単位時間 (29 週)
計		(60 週)

(4) 進学1年3ヶ月コース

授業科目	内容	週授業時数
中級Ⅰ・Ⅱ	やや高度な文法・漢字・語彙を習得し、一般的な事柄について会話ができ、読み書きができる能力をつける。	20 単位時間 (24 週)
上級Ⅰ・Ⅱ	高度な文法・漢字・語彙を習得し、それを日本での社会生活を営んでいく基盤にすると共に、大学における学習研究の基礎として役立つような総合的な日本語能力を育成する。	20 単位時間 (26 週)
計		(50 週)

(5) 進学1年コース

授業科目	内容	週授業時数
中級Ⅱ	やや高度な文法・漢字・語彙を習得し、一般的な事柄について会話ができ、読み書きができる能力をつける。	20 単位時間 (14 週)

上級Ⅰ・Ⅱ	高度な文法・漢字・語彙を習得し、それを日本での社会生活を営んでいく基盤にすると共に、大学における学習研究の基礎として役立つような総合的な日本語能力を育成する。	20 単位時間（26 週）
計		（40 週）

（学習の評価）

第10条 学習の評価は、試験成績、出席状況及び勉強意欲を総合して判断する。

（教職員組織）

第11条 本学に次の教職員を置く。

- （1）校長 1 名
- （2）主任教員 1 名以上
- （3）教員 90 名以上（うち本務等教員 45 名以上）
- （4）事務を統括する職員 1 名
- （5）事務職員 10 名以上
- （6）生活指導担当者 10 名以上（兼任）

2 前項のほか、校長は必要な職員を置くことができる。

3 主任教員は校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。また、校長に事故がある時はその職務を代理し、校長が欠けたときは臨時にその職務を代行する。

第4章 入学、休学、転校・退学、修了・卒業

（入学資格）

第12条 本学への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。また、その他に、次の条件に準ずる人物であると当校が特別に認めた者に入学資格を与える。

- （1）12 年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している者
- （2）正当な手続によって日本国への入国を許可される見込みがある者
- （3）信頼の置ける保証人を有する者
- （4）日本への入国目的が勉強であると認められる者
- （5）150 時間程度の日本語学習履歴、または日本語能力 N5(A1)相当の日本語能力を有している者

（入学時期）

第13条 本学への入学は、年 4 回とし、その時期は、4 月、7 月、10 月及び 1 月とする。

（入学手続）

第14条 本学への入学手続は、次の各号とおりとす。

- （1）本学に入学しようとする者は、本学が定める入学願書およびその他の書類に必要事項を記入し、第 20 条に定める入学検定料を添えて指定期日までに出席しなければならない。

(2) 本学は、前項の手続が完了した者に対して、書類選考および本人面接を行い、入学者の在留資格認定証明書交付対象となる者を決定する。

(3) 本学への入学と日本国への入国を許可された者は、指定期日までに第 20 条に定める入学金及び授業料などを納付し、入学の手続をしなければならない。

(休学・復学)

第15条 休学は、傷病その他のやむを得ない事由により学業の遂行が著しく困難であると認められる場合において、当該事由を証明するに足る資料を提出し、本学がこれを相当と認めたときに限り、3 ヶ月を超えない範囲において許可するものとする。

2 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て、校長の許可を得て復学することができる。

(転校・退学)

第16条 転校・退学しようとする者は、その事由を所定の申請書に記入の上、校長の許可を受けなければならない。

(修了・卒業の認定)

第17条 校長は、教育課程で定められた各授業科目について第 10 条に定める学習の評価を行い、一定の評価を受けた者に対して当該教科の修了を認定する。

2 校長は、本学所定の課程をすべて修了した者に対して、卒業証書を授与する。

第 5 章 賞罰

(褒賞)

第18条 校長は成績優秀かつ他の生徒の模範となる者に対し、褒賞を与えることができる。

2 褒賞の種類は、成績優秀賞と出席優秀賞の 2 種とする。

(懲戒処分)

第19条 本学は、生徒が学則及び法令等に違反した場合、各段階の措置を講じることができる。

2 懲戒処分の種類は、訓告、退学勧告、退学処分の 3 種とする。

3 前各項の処分に関する基準は、別に定める。

第 6 章 生徒納付金

(生徒納付金)

第20条 本学の生徒納付金は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------|----------|
| (1) 入学検定料 | 30,000 円 |
| (2) 入学金 | 80,000 円 |

(3) 授業料 800,000 円 (1 年)

(4) 施設費 40,000 円 (1 年)

2 前項の他、教材費、健康診断費を別途徴収するものとする。

(納入)

第21条 在籍中の生徒は、指定の期日までに授業料を納入しなければならない。

(滞納)

第22条 生徒が、正当な理由なく、かつ、所定の手続を行わずに授業料を 30 日以上滞納し、なお納入の見込みがないと本学が認める場合は、教務委員会の審議を経て、校長は当該学生に対し退学を命ずることができる。

(生徒納付金の返還)

第23条 既に納入した授業料は、原則として返還しないものとする。

第7章 雑則

(健康診断)

第24条 生徒は、本学が実施する健康診断を毎年 1 回受けるものとする。

(国民健康保険)

第25条 生徒は、全員国民健康保険に加入しなければならない。

(細則)

第26条 この学則の施行についての細則は、別に定める。

附 則

この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条及び第 20 条の規定は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。